

## 災害時における物資の輸送に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）とマルソー株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の迅速かつ円滑な輸送に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、震災、風水害その他の災害により被災した地域（以下「被災地」という。）に対して、甲が物資の支援を行う場合に、甲の要請に応じ、乙が物資を輸送する業務（以下「本支援業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、被災地へ物資を輸送するため乙の協力を必要とするときは、輸送品目、数量、輸送先その他本支援業務に必要な事項を明示した文書にて乙に要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

### （要請事項に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （費用の負担）

第4条 乙は、本支援業務を無償で履行するものとする。

### （情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

### （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、本支援業務に関する連絡調整を円滑に行うため、あらかじめ相互に連絡責任者を置き、その連絡先を明らかにするものとする。

2 前項の連絡責任者又は連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の効力)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年6月1日

甲 三条市旭町二丁目3番1号  
三条市  
代表者 三条市長 國定 勇 人

乙 三条市月岡2783番地1  
マルソー株式会社  
代表取締役社長 渡邊 雅 之